

1-7 消防法施行令第9条の解説

消防用設備等の設置については一般的には棟単位であるが、その例外規定が政令第8条等の規制のほか、この政令第9条である。

防火対象物の用途が令別表第1(16)項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、政令で定める消防用設備等の設置の基準が適用される。

例1 屋内消火栓設備について

耐火構造 5階建（無窓階に該当しない。内装制限なし。）

GL	(4)項 90 m ²	}	(4)項 290 m ² 政令第11条の設置義務なし
	(4)項 200 m ²		
	(2)項イ 400 m ²		(2)項イ 400 m ² //
	(3)項ロ 400 m ²	}	(3)項ロ 800 m ² //
	(3)項ロ 400 m ²		

※ 延べ面積1,490m²

※ (3)項ロ部分及び4階は耐火構造の2倍読みにより免除

しかしながら、全ての消防用設備等の設置について、前記の考えが適用されるものでなく、政令第9条のかっこ書きの設備については、棟単位の原則が適用されるので、(16)項の防火対象物であっても、全ての用途の面積で設置の基準が適用される場合がある。

例2 自動火災報知設備について

GL	(15)項 150 m ²	}	(16)項イ 450 m ²
	(3)項ロ 150 m ²		
	(3)項イ 150 m ²		

※ 政令第21条第1項第3号は、政令第9条の規定が除外されている。

よって、(16)項イで合計面積が450m²あるので、この場合は、設置義務が生じる。

政令第9条の規定が適用されない場合（政令第9条かっこ書）

1 スプリンクラー設備（政令第12条）

第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの
第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000 m ² 以上のもののうち、当該特定用途の存する階
第1項第11号	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で当該部分の床面積が地階又は無窓階にあつては1,000 m ² 以上、4階以上10階以下の階にあつては1,500 m ² （(2)項又は(4)項にあつては1,000 m ² ）以上のもの
第1項第12号	(16)項ロの防火対象物の11階以上の階

2 自動火災報知設備（政令第21条）

第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300 m ² 以上のもの
第1項第7号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分が避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外、又は避難上有効な構造を有する階段にあつては、1）以上設けられていないもの
第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、(2)項イからハ又は(3)項の用途に供される部分が存するもので、(2)項イからハ又は(3)項の用途に供される部分の床面積の合計が100 m ² 以上の階
第1項第14号	(16)項の防火対象物の11階以上の階

3 ガス漏れ火災警報設備（政令第21条の2）

第1項第5号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000 m ² 以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500 m ² 以上のもの
--------	--

4 漏電火災警報機（政令第22条）

第1項第6号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が500 m ² 以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が300 m ² 以上のもの
第1項第7号	(16)項で契約電流容量が50 Aを超えるもの

5 非常警報設備（放送設備）（政令第24条）

第2項第2号	(16)項の防火対象物で、収容人員50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの
第3項第2号	(16)項の防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの
第3項第3号	(16)項イの防火対象物で、収容人員500人以上のもの

6 避難器具（政令第25条）

第1項第5号	(16)項イの防火対象物で2階以上の階（2階にあつては(2)項又は(3)項の用途に供される部分に限る。）で避難階又は地上に直通する階段が1か所で収容人員が10人以上のもの
--------	---

7 誘導灯（政令第26条）

	(16)項イの防火対象物全部
--	----------------